

## いの町町政要覧発行委託業務プロポーザル実施要領

### 1 事業の概要

#### (1) 事業名

いの町町政要覧発行委託業務

#### (2) 目的

合併前から引き継がれてきた自然、歴史、文化等をいの町の財産として生かすと共に、本町の産業、教育、福祉、生活環境など各分野を紹介し、後世の子ども達に残せるまちづくりを進める一助となる要覧の発行を目的とする。

#### (3) 事業内容

別添「いの町町政要覧発行委託業務仕様書」のとおり

なお、受託者の提案により、受託者と町総務課との協議のうえ、町総務課が認める場合は変更することは可能とする。

#### (4) 委託期間

契約締結日から平成30年3月30日まで

### 2 見積限度額

1, 546, 000円（消費税額及び地方消費税額を含む）

### 3 参加資格要件

次の要件を満たす者とする。なお、参加者が資格要件を満たさなくなった場合は、その時点で失格とする。

#### (1) 次のいずれにも該当しないものであること

- ①破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項又は第19条の規定に基づく破産の申し立てを行った者
- ②会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく会社更生手続き開始申し立てを行った者
- ③特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく特定債務等の調整に係る調定の申し立てを行った者
- ④民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申し立てを行った者
- ⑤地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の一般競争入札に参加させることができない者又は同条第2項の一般競争入札に参加させないことができる者
- ⑥いの町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程（平成25年の町規則第22号）第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当した者
- ⑦参加表明書等の提出時において、いの町建設工事指名停止措置要綱（平成18年の町訓令第11号）又は指名回避措置基準要領（平成18年の町

- 訓令第 13 号) に基づく指名停止等の措置を受けている者  
 (2) 国税・地方税の未納がないこと。

※ 参加表明書等の提出期限の日から契約締結までの間に、(1) に該当した時は、参加資格を喪失するものとする。

#### 4 参加方法 (提出書類、提出期限、提出場所及び提出方法)

##### (1) 提出書類

###### ① 第 1 次提出書類

以下に掲げる書類を提出するものとし、指定なきものは A 4 サイズの任意様式とする。

	提出書類	部数	備考
1	参加表明書	1 部	別紙様式第 1 号による
2	他の自治体等で同様の事業受託実績	1 部	業務名、実施年、発注者、業務概要を記載すること

###### ② 第 2 次提出書類

以下に掲げる書類を提出するものとし、指定なきものは複写を除き A 4 サイズの任意様式とする。

	提出書類	部数	内容等
1	提案書	5 部	<ul style="list-style-type: none"> <li>仕様書に基づく事業の具体的な実施手法</li> <li>取組体制</li> <li>事業スケジュール</li> <li>その他事業実績、PR 事項等</li> </ul>
2	事業所概要	1 部	事業所パンフレットでも可
3	見積書	1 部	・本事業実施に係る見積書
4	商業・法人登記の登記事項証明書	1 部	現在事項全部証明書
5	税務署が発行する国税の納税証明書	1 部	直近の納税に係るもの
6	市町村税に滞納がないことの証明	1 部	直近の納税に係るもの
7	暴力団の排除に関する誓約書	1 部	別紙様式第 4 号

##### (2) 提出期限

###### (第 1 次提出期限)

平成 29 年 11 月 7 日 (火) 午後 5 時まで

###### (第 2 次提出期限)

平成 29 年 11 月 17 日 (金) 午後 5 時まで。詳細は、第 1 次審査によ

- り選定された者に通知する。
- (3) 第1次提出書類及び第2次提出書類の提出先  
 所在地：〒781-2192 吾川郡いの町1700番地1  
 いの町役場 総務課（担当：山本）  
 電話：088-893-1113 FAX：088-892-0353  
 電子メール：[soumu@town.ino.lg.jp](mailto:soumu@town.ino.lg.jp)
- (4) 第1次提出書類及び第2次提出書類の提出方法  
 提出書類を郵送又は持参  
 ※ 郵送の場合は、提出期限必着とする。  
 ※ 持参の場合は、平日午前8時30分～午後5時のみ受け付ける。

## 5 提案の審査方法

プロポーザル方式により提案の選考を厳正かつ公平にするため、以下の審査項目に基づき提案書による書類審査を行い、受託予定者を決定する。

書類審査で評価が分かれた場合や、その他必要があると判断した場合は別途ヒアリングを行う。

なお、書類審査は以下の者で実施する。

- ① 総務課長
- ② 吾北住民福祉課長
- ③ 本川住民福祉課長
- ④ 広報編集委員会委員長
- ⑤ 広報編集委員会副委員長

審査項目	評価事項	採点割合
業務実績	同様事業の業務実績、受託体制	15/100
企画提案書	業務に対する技術力、意欲 提案の独創性、的確性及び実現性 期待できる事業効果	70/100
スケジュール	作業スケジュールの妥当性	10/100
見積額	見積額の妥当性	5/100

## 6 事業者選定及び審査結果

- (1) 事業者の選定は、提出書類に基づき、企画内容、受託体制、業務実績、金額等を総合的に評価し決定する。審査結果は、平成29年11月下旬を予定とし、2次審査を実施したすべての業者に文書で通知する。
- (2) 審査後、選定者と提案書等の内容をもとに、業務の遂行に必要な具体的な履行条件等の交渉を行う。この交渉が不調の時は次点者と交渉するものとする。

## 7 本件に関する問合せ等

プロポーザルや提出書類等について不明な点があれば、電子メール又はFAXで受付を行う。質問内容及び回答については、すべての参加事業者に対して通知する。

問合期限 平成29年11月10日（金）午後5時まで

回答日 平成29年11月14日（火）を期限として回答

## 8 留意事項

- (1) 提案書等の提出書類が期限までに提出されなかった場合は、いかなる場合においても提案書を受理することはできない。
- (2) 予算規模の上限額を超えた見積額を提示した企画提案は、審査対象から除外する。
- (3) 提案書等の提出書類の作成に係る費用については、提出者の負担とし参加報酬（報償費）等は支払わない。
- (4) 提出された提案書等は返却しない。
- (5) 提出された提案書は必要に応じて複写（関係課担当職員に限る。）する。
- (6) 提出期限以降の提案書類等の差替え及び再提出は認めない。
- (7) 提案書等の提出書類は、いの町情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示することとなる。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は、同条例第6条第1項第3号の規定により非開示となるので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を様式第2号に記入し提出すること。開示、非開示の判断は、様式第2号により提出された具体的な理由を参考に、同条例に基づき町が客観的に判断することとする。
- (8) 提出された書類等の記載事項が虚偽であることが判明した場合、その時点で失格とする。
- (9) 参加業者が複数でない場合においても、提出書類からその内容及び能力について検討し、業務委託実施を行うかを判断する。